

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室御中

**「動物愛護管理法省令事項素案」並びに
現行の「施行規則」「犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について」に対する意見**

PEACE 命の搾取ではなく尊厳を 代表 東さちこ
〒170-6001 東京都豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60 1F MBE510
電話番号:070-5569-7689 FAX 番号: 03-4578-2024

※「動物愛護管理法省令事項素案」には最低限の改正しか盛り込まれておらず、全体の見直しは行われていません。そのため、素案に対する意見だけでなく、現行の「施行規則」と「犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について」に対する改正の意見も挙げました。

施行規則

素案や現行の該当箇所		意見内容	理由
素案 P1 第一種動物取扱業者の登録拒否事由の追加 (1) 不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として環境省令で定め	(略)	以下を追加すべきである。 <ul style="list-style-type: none"> ● <u>過去において、繰り返し許可の取消又は営業停止処分を受けている者</u> ● <u>動物取扱の業務に関連して、繰り返し罰金以上の刑に処せられた者</u> ● <u>法及び関連法、若しくはこれらの法令に基づく処分に違反し、行政庁の指導等が累積している者</u> ● <u>法及び関連法、若しくはこれらの法令に基づく処分に違反し、公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 法律にいわゆる「おそれ条項」が追加されたが、環境省案では、取消し処分若しくは廃業の届出のあった者に関する規定しか案に含めていない。これでは法律に「おそれ条項」が加わったことが生かしきれない。 ● 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃掃法)等においても同様の「おそれ条項」が存在し、廃掃法では実際に違反が累積した者への許可取消し事例がある。 ● 廃掃法では環境省は通知「行政処分の指針」にて、「その者の資質及び社会的信用性等の面から、将来、その業務に関して不正又は不誠実な行為をすること

<p>る者</p>		<p><u>制の処分を受けている者</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>暴力団員に対して、自発的に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者</u> ● <u>その他上記に掲げる場合と同程度以上に的確な業の遂行を期待し得ないと認められる者</u> 	<p>が相当程度の蓋然性をもって予想される者をいうこと。具体的には、次のような者については、特段の事情がない限り、これに該当するものと考えられること。」等、主旨を明示して該当事例を列挙しており、行政が裁量をもってあたれるよう、廃掃法の内容に準じるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 業の取消は自治体が行うことが「できる」だけの規定となっており、登録拒否要件を満たしたからと言って必ずしも行政処分が行われるとは限らないため、繰り返し規定を入れることを要望する。動物取扱業者の一部に、違反や指導の繰り返しでは改善が見られない者がいることは明らかであり、動物取引の適正化を図るために、今後も更生の余地がないと認められる者等については業から排除できるようにすべきである。 ● 第一種動物取扱業に係る規制に関する違反だけでなく、特定動物・特定外来生物の無許可飼育や希少種の国内違法取引・密輸・密猟等について違反・犯罪を繰り返す者がいる。 例えば、本年、動物の密輸の前科10犯、その他の犯罪で前科2犯、計前科12犯の第一種動物取扱業者が、懲役1年の実刑判決を受け、刑に服している最中だが、業の取消は行われておらず、店舗は営業中である。手口を覚えた者も周囲におり、このような事業者が排除されないのであれば示しがつかない。 ● 特定動物の無許可飼育で本年有罪が確定した移動動物園では、過去にも無許可飼育が繰り返されていた。しかし刑事告発も行われず、指導が累積していくだ
-----------	--	---	---

			<p>けだった。今後も1回の有罪等で業の取消が行われる保証はないため、「おそれ条項」の範囲を広げ累積を含めることで、より業者に対する圧力をかけるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 法の抜け道として妻や子など親族の名義で業登録を行う方法がしばしばとられているが、最低限、暴力団構成員へ利益供与がなされないよう、おそれ条項の範囲を拡大してほしい。国際的にも動物の違法取引はテロ組織等反社会勢力への資金源として認識されている。
<p>素案 P2 第一種動物取扱業者の登録拒否事由の追加</p> <p>(2) 環境省令で定める使用人</p>	<p>……、第一種動物取扱業に関し法第10条第2項第2号の事業所<u>の業務を統括する者</u>とする。</p>	<p>赤字の通り改正すべきである。</p> <p>……、第一種動物取扱業に関し法第10条第2項第2号の事業所<u>に勤務する常勤の使用人</u>とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務を統括する者とする、店長等しか対象にならないと解釈されてしまい、法に使用人が含まれた趣旨から逸脱する。 ● 短期・時短労働や雇用関係があいまいな関係の者からまで排除することは難しいかもしれないが、登録拒否要件を満たす者を動物取扱業から基本的に排除する必要があると考える。 ● 登録拒否の連鎖が起きるとのことであるが、登録を取り消された個人事業者本人及び登録を取り消された法人の役員が、ほかの第一種動物取扱業者に雇用されて働くことを認めるべきではないと考える。
<p>素案 P4 周辺の生活環境が損なわれている事態、虐待を受ける恐れがある事態</p> <p>(2) 虐待を受</p>	<p>一～六 (略)</p>	<p>四について赤字の通り改正すべきである。</p> <p>四 栄養不良の個体が見られ<u>たり</u>、動物への給餌及び給水が一定<u>かつその動物にとって適切な</u>頻度で行われていないことが認められること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 一定頻度で給餌が行われていても、量や栄養が不足していれば、栄養不良となるわけであり、栄養状態と頻度は分けて考えるべきである。 ● 給餌や給水は、動物種や年齢、体調等を考慮して適切な頻度で与えるのは当然である。 ● 「一定」がどれくらいを指すのかあいまいであり、例えば、犬に1週間に1回しか給餌していなくても、一定頻度与えているとして虐待と判断されない

<p>けるおそれがある事態として環境省令で定める事態</p>			<p>恐れがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 栄養不良にまで至らなくとも、いたずらに飢えや渴きを味わわせるのは虐待に他ならない。
<p>素案 P4 周辺の生活環境が損なわれている事態、虐待を受ける恐れがある事態</p> <p>(2) 虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態</p>	<p>一～六 (略)</p>	<p>以下の項目を新設すべきである。</p> <p><u>七 頻繁に外傷が発生した個体が見られ、又は外傷を生じるおそれのある行為を強えられる環境に動物をおいたことが認められること。</u></p> <p><u>八 適切な運動ができない状態で拘束、又は保管していることが認められること。</u></p> <p><u>九 不適切な暑さや寒さのもとに保管、又は長時間放置していることが認められること。</u></p> <p><u>十 著しく狭い空間に入れ、又は同じ空間に多数の動物を入れることにより当該動物が自然な行動を発現できない状態で飼養又は保管していると認められること。</u></p> <p><u>十一 動物を利用する場合において、当該動物の能力を超えた使役をさせたと認められること。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 最低限、本法第 44 条（罰則）に追記された内容を反映すべきである。

		<p><u>十二 動物が傷つき、又は死亡する可能性のある行為をさせたことが認められること。</u></p>	
<p>素案 P7 動物に関する帳簿の備付け等を要する取扱いの追加</p>	<p>…この場合において、動物販売業者等のうち犬又は猫を取り扱う者は当該犬又は猫の個体ごとに帳簿を記載し、犬又は猫以外の動物を取り扱う者は、当該動物を所有又は占有した日及び当該動物の品種等ごとに帳簿を記載するものとする。</p>	<p>赤字の通り改正すべきである。</p> <p>…この場合において、動物販売業者等のうち犬又は猫を取り扱う者は当該<u>取り扱う動物</u>の個体ごとに帳簿を記載するものとする。ただし、<u>一回に取り扱う個体数が種ごとに 100 を超えるなど識別が困難であると認められる場合又は卵や幼体、育雛期等にあつては</u>、当該動物を所有又は占有した日、<u>当該動物の品種、入手先、年齢、識別できる範囲内で性別</u>等ごとに帳簿を記載するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 動物取扱業の対象となっていない魚類等では繁殖数の把握が困難であることは認めるが、現行の第一種動物取扱業の対象動物において個体識別は犬と猫と同様に可能であり、差別化する根拠が不明である。個体識別ができないものがある場合は、例外として規定すること。 ● 環境省が示すような一律に犬猫とそれ以外の動物に分ける方法は、犬猫に限定されていた内容を差別なく動物に広げるという改正の主旨から外れている。 ● 原則として、個体識別ができないような状況で動物の取扱いを行うべきではなく、動物取扱責任者としての専門知識があれば個体識別は不可能ではない。 ● 動物取扱業の対象となっている種は、大量に輸入する動物商等を除けば、個体ごとに売買されており、客も個体を識別して購入している。また繁殖場においてもむやみな繁殖はされていないことが前提であつて、識別できない状況であるということは不適切な飼養が行われていることを疑うべきである。そのための帳簿の管理であつて、法の趣旨を緩めて規定することは受け入れられない。 ● 無数の種の動物が大量に売買され、密輸の問題や、外来生物の課題や生態系破壊が課題になっている現在において、法の趣旨よりも格段に緩い運用を推進しようとする環境省の意図が不明である。 ● 鳥類であっても足環等での個体識別は可能であり、

			そもそも個体識別が不可能な状態で動物取扱業を営むべきではなく、帳簿を種ごとにすることを想定する動物が何なのか想定できない。
素案 P8 動物に関する帳簿の備付け等を要する取扱いの追加	五 当該動物を当該動物販売業者等に販売した者又は譲渡した者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地	赤字の通り改正すべきである。 五 当該動物を当該動物販売業者等に販売 <u>（動物の交換による譲渡し及び譲渡した場合等を含む。以下同じ）</u> した者又は譲渡した者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地	<ul style="list-style-type: none"> ● 動物の等価交換も売買と解釈されており、販売には交換による譲渡しを含むことを明記するべき。 ● 販売用に繁殖したが、販売に適さないため譲渡を行う等の理由で動物の所有権を譲る場合も、帳簿に記載させるべき。譲渡を受ける場合のみ帳簿に記載し、譲渡を行う場合について記載を求めないのはおかしい。
	六 当該動物の販売又は引渡しをした日 十一 貸出しを行う場合にあっては、当該動物の貸出しの目的及び期間	赤字の通り改正すべきである。 六 当該動物の販売、 <u>若しくは引渡し（動物の貸出し、返却等を含む。以下同じ）</u> をした日 ※六で「引渡し」が何であるか明確にならない場合、以下の改正も求める。 十一 貸出しを行う場合にあっては、当該動物の貸出しの <u>目的、期間及び貸出しの相手方の氏名又は名称及び登録番号又は所在地</u>	<ul style="list-style-type: none"> ● 貸出業では、貸出先についても記録を行う必要があり、現行の「第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」第6条第4号に基づく参考様式第11でもそのように定められている。素案の十一では貸出しの相手方の氏名又は名称及び登録番号又は所在地の記載がないため、貸出業ではこれらの記載が不要と感じられてしまう。「引渡し」が、所有権の移転のない、占有した動物の移動を指すのであれば、貸出しと返却が含まれることを明確にし、わかりやすくするべき。
素案 P10~11 動物取扱責任者等に関する要件	ハ 営もうとする第一種動物取扱業の	赤字の通り改正すべきである。 ハ 営もうとする第一種動物取扱業の	<ul style="list-style-type: none"> ● 求められる実務経験が1年では短すぎ、かつ「実務経験と同等と認められる」場合が家庭動物の飼養経験である場合、それを証明する手段がないことなど

<p>の追加</p> <p>(1) 動物取扱責任者の選任要件について</p>	<p>種別ごとに別表下欄に定める種別に係る<u>半年間以上の実務経験</u>（常勤の職員として在職するものに限る。）又は<u>取り扱おうとする動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる一年間以上の飼養に従事した経験</u>があり、かつ、<u>営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術について一年間以上教育する学校その他の教育機関を卒業していること</u>（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による専門職大学であって、当該知識及び技術について一年以上教育するものの前期課程を修了していることを含む。）。</p> <p>ニ 営もうとする第一種動物取扱業の種別ごとに別表下欄に定める種別に係る<u>半年間以上の実務経験</u>（常勤の職員として在職するものに限る。）又は<u>取り扱おうとする動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる一年間以上の飼養に従事した経験</u>があり、かつ、<u>公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験によって、営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術を習得していることの証明を得ていること</u>。</p>	<p>種別ごとに別表下欄に定める種別に係る<u>一年間以上の実務経験</u>（常勤の職員として在職するものに限る。<u>以下同じ。</u>）があり、<u>かつ、取り扱おうとする動物の種類について一年間以上の飼養に従事した実務経験がある者であって</u>、かつ、<u>営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術について一年間以上教育する学校その他の教育機関を卒業していること</u>（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による専門職大学であって、当該知識及び技術について一年以上教育するものの前期課程を修了していることを含む。）。</p> <p>ニ 営もうとする第一種動物取扱業の種別ごとに別表下欄に定める種別に係る<u>一年間以上の実務経験</u>（常勤の職員として在職するものに限る。）があり、<u>かつ、取り扱おうとする動物の種類について一年間以上の飼養に従事した実務経験がある者であって</u>、かつ、<u>公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験によって、営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術を習得していることの証明を得ていること</u>。</p>	<p>から、あくまで実務経験に基づく飼養経験を1年以上必須とするべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「同等」であるのに、求める期間が異なるのはおかしい。「実務経験と同等」では1年間が必要と環境省が考えるのであれば、実務経験でも1年を求めるべき。 ● 第一種動物取扱業の特定の業種で実務経験があつたとしても、まったく実務で扱ったことのない種を扱う者のもとで動物取扱責任者となるのは不適切であるため、実務経験と飼養経験の両方を1年間求めるべきである。 ● 取扱い経験がないにもかかわらず異なる業種の実務経験をもって動物取扱責任者を専任して失敗した事例に3年前の「あいちトリエンナーレ」での小鳥の展示がある。犬猫保管業の動物取扱責任者である者が小鳥の展示業の動物取扱責任者を同時に兼務し、鳥の飼い方を知らずに逃がしたり弱らせたり死なせたり繁殖させたりし、問題になった。 ● ペット飼育からどの程度学べるかは個人の資質に寄るところも大きく、それをもって業を営めることにすることに反対する。
--	--	---	---

<p>素案 P11 動物取扱責任者等に関する要件の追加</p> <p>(1) 動物取扱責任者の選任要件について</p>	<p>(略)</p>	<p>以下を追加すべきである。</p> <p><u>三 他の第一種動物取扱業の登録事業所において動物取扱責任者となっていない者</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在、動物の世話に専従かつ常勤で関わっていれば、遠方の別の施設動物取扱責任者を重複で兼務することはできないはずであるとの解釈により、動物取扱責任者の重複不可の運用がなされているが、それを明文化し、制度の形骸化を防ぐべき。 ● 外部イベント等の動物取扱責任者は本拠地の動物取扱責任者と別でなければならないことが明確になるのであれば、表現は問わない。外部イベントで数日～1カ月も不在になるにもかかわらず、「毎日本拠地とイベント開催地の両方に通えるかもしれない」等の非現実的な解釈により、都道府県をまたがって重複して複数個所で同一人物が動物取扱責任者となる登録が認められている。
<p>素案 P12 動物取扱責任者等に関する要件の追加</p> <p>(2) 動物取扱責任者研修について</p>	<p>3 …当該登録に係る都道府県知事が地域の实情に応じて効果的であると認める事項を内容とする動物取扱責任者研修を受けさせなければならない。(中略)</p> <p>一～三 (削る)</p>	<p>赤字の通り改正すべきである。</p> <p>3 …当該登録に係る都道府県知事が動物取扱責任者研修を<u>次に定めるところにより</u>受けさせなければならない。</p> <p><u>一 一年に一回以上受けさせること。</u> <u>二 一回当たり三時間以上受けさせること。</u> <u>三 次に掲げる項目について受けさせること。</u> <u>イ 動物の愛護及び管理に関する法令(条例を含む。)及び関連法令</u> <u>ロ 飼養施設の管理に関する方法</u> <u>ハ 動物の管理に関する方法</u> <u>ニ 時事的課題若しくは地域の实情に</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本的に現行の規定を残すべき。 ● 動物取扱責任者研修について自治体から意見があることは承知しているが、第一種動物取扱業者については日常的に法令違反事例が見つかる状況であり、十分に研修が行われているとは到底考えられない実態がある。 ● 毎年すべての事業者に対し立入等により指導を行うことができるのであれば頻度を減らすことが可能と考えるが、実態として事業者に自治体がアクセスできるのは、この動物取扱責任者研修だけである。問題事業者への指導をこの研修で代えている事例もあり、内容は何でもよいというわけではない。法には、研修の内容は環境省令に委任する旨が書かれており、省令で国が内容を指定しないのは無責任である。動物愛護法の規制の内容や問題事例や判決など違反の実例については毎年周知すべきであり、

		<p><u>応じて効果的であると認める事項</u> <u>ホイからハマまでに掲げるもののほか、第一種動物取扱業の業務の実施に関すること。</u></p>	<p>時折々に起きる諸問題（感染症や災害対策など）にも対応すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 頻度に関する規定を全面削除するというのは暴挙で、これでは5年に一度にしても問題がないことになってしまう。それでは、業者に第一種動物取扱業者としての自覚を持たせることが困難になる。改正により研修の委託ができるようになるため、自治体の負担は減らすことができるはずであり、頻度・内容に関する規定の削除には反対する。年2回である必要はなく開催時期の兼ね合いもあれば、年1回程度の目安に変更することは許容範囲だが、複数年に1回でも認められることになると、これまでの制度はなんだったのかということにもなる。
<p>現行の施行規則 第一種動物取扱業の登録の申請等</p>	<p>(なし)</p>	<p>現行に以下を追加すべきである。</p> <p>第二条 2 (中略) <u>五 事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有することを示す書類</u></p>	<p>土地の使用許可を得ずに不法に占拠し営業できないようにするため。</p>
<p>現行の施行規則 許可の有効期間</p>	<p>第十四条 法第二十六条第一項の許可の有効期間は、特定動物の種類に応じ、五年を超えない範囲内で都道府県知事が定めるものとする。</p>	<p>現行を以下のように改正すべきである。</p> <p>第十四条 法第二十六条第一項の許可の有効期間は、<u>三年とする。</u></p>	<p>自治体職員による立入が5年に1回となっているが、間隔が長く、施設の老朽化や、管理体制の変化（人員の増減等）、増減届未提出者に関する頭数の実態把握等ができていない実態がある。5年を上限とする現行から、一律3年に改めるべき。</p>
<p>現行の施行規則 飼養又は保管の</p>		<p>現行を以下のように改正すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定動物を安全に扱うには、その動物種のもつ危険性を理解するだけでなく、生理生態、習性などに

<p>許可の申請</p>	<p>第十五条 4 (中略) 三 特定動物の管理責任者</p>	<p>第十五条 4 (中略) 三 <u>特定動物の管理責任者の氏名、緊急連絡先、特定動物の取扱い経験に関する情報</u></p>	<p>広く精通している必要があり、本来、「取扱責任者」に対して一定の飼育経験を必須条件として求めるべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 愛玩飼育が禁止となり、業の実態がない者が第一種動物取扱業の登録を行うといった事態も想定されるため、最低限、飼育を経験した場所と、動物の種類、飼育経験期間等の情報を、許可の際に判断材料として提出させるようにするべき。 ● その際、例えば週1回のボランティアと常勤職員では修練度に違いがあるため、申請にあたっての記載事項としては、勤務時間数を算定させるなど、具体的な熟練度がわかる情報を求めるよう自治体に示すべき。 ● また、営業時間外に特定動物の逸走が発覚した場合等のために、管理責任者の携帯番号等の緊急連絡先を把握しておく必要がある。
---------------------	---	--	--

犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について

<p>該当箇所 (注釈がないものは現行の措置の条文)</p>	<p>意見内容</p>	<p>理由</p>
<p>第1 犬及び猫の引取り</p>	<p>赤字の通り削除や追加をすべきである。</p> <p>1 都道府県等（法第35条第1項本文に規定する都道府県等をいう。以下同じ。）の長（以下「都道府県知事等」という。）は、犬又は猫の引取りの場所等の指定に当たっては、住民の便宜を考慮するとともに、引取りの場所等につい</p>	<p>● 「引取りの場所等の指定に当たっては、住民の便宜を考慮する」というこの一文を根拠に、引取り業務の一環として、日時や場所を指定して犬猫を回収してまわる引取りシステム「定時定点収集」が一部の自治体で行われていた。</p> <p>● 定時定点収集は、安易な飼育放棄を助長するものである。そして、犬猫を回収する業務は、自治体から委託を受けた動物飼育に関する知識のない業者、例え</p>

	<p>て、住民への周知徹底に努めること。また、都道府県等は、この引取り措置は、緊急避難として位置付けられたものであり、今後の終生飼養、みだりな繁殖の防止等の所有者又は占有者の責任の徹底につれて減少していくべきものであるとの観点に立って、引取り又は引取りの拒否を行うように努めること。</p>	<p>て、住民への周知徹底に努めること。<u>ただし、指定する場所は、次項の助言が適切に行える都道府県等の職員が引取りに立ち会うことができる場所とし、かつできる限り輸送にかかる時間が短くなるよう配慮すること。</u>また、都道府県等は、この引取り措置は、緊急避難として位置付けられたものであり、今後の終生飼養、みだりな繁殖の防止等の所有者又は占有者の責任の徹底につれて減少していくべきものであるとの観点に立って、引取り又は引取りの拒否を行うように努めること。</p>	<p>ば運送会社等が行うこともあり、引取りの際の飼養の継続や繁殖制限等の必要な指導や聞き取りが適正に行われていなかった。そのため、安易な理由で引取りを求め、飼育放棄をする飼い主に対して、何ら咎めることすらできない。このような収集場所を点々と巡り、犬や猫を集めて回るこのシステムはまさにゴミ収集と同じである。これは、当該告示の次項「第1犬及び猫の引取りの2」に示されている「飼養の継続及び生殖を不能にする不妊又は去勢その他の措置に関する必要な助言」がきちんと行えず、矛盾が生じていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● JAVA（NPO法人動物実験の廃止を求める会）が自治体に対して実施したアンケートの結果では、現在は定時定点収集を行っている自治体はなかったが、二度とこのようなシステムを復活させないためにも、また、引取りの場での助言の徹底や輸送の改善のためにも赤字部分の改正をすべきと考える。
<p>第1 犬及び猫の引取り</p>	<p>2 都道府県知事等は、所有者から犬又は猫の引取りを求められたときは、終生飼養、みだりな繁殖の防止等の所有者又は占有者の責任の徹底を図る観点から、引取りを求める相当の事由がないと認められる場合にあつては、法第35条第1項ただし書の規定に基づき、引取りを行わない理由を十分説明した上で、引取りを拒否するよう努めること。ただし、生活環境の保全上の支障を防止するた</p>	<p>赤字の通り改正すべきである。</p> <p>2 都道府県知事等は、所有者から犬又は猫の引取りを求められたときは、終生飼養、みだりな繁殖の防止等の所有者又は占有者の責任の徹底を図る観点から、引取りを求める相当の事由がないと認められる場合にあつては、法第35条第1項ただし書の規定に基づき、引取りを行わない理由を十分説明した上で、引取りを拒否するよう努めること。ただし、生活環境の保全上の支障を防止するた</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 法第35条第1項では、所有者からの犬猫の引取りを「拒否することができる」となっているが、「拒否しなければならない」ではない。 ● 持ち込まれた犬猫の状態や所有者からの聞き取りによって、虐待やネグレクト等が疑われ、その動物にとって、所有者から引き離したほうが良い場合もある。そのようなことから、引取りを行う場合として、「虐待や劣悪飼育のおそれがあり、必要と認める場合」を追加すべきである。

	<p>めに必要と認められる場合については、引取りを求める事由、頻度及び頭数に応じて、飼養の継続及び生殖を不能にする不妊又は去勢その他の措置に関する必要な助言を行った上で引取りを行うこと。</p>	<p>めに必要と認められる場合 <u>及び引取りを拒否することで虐待を受けるおそれや劣悪な飼育環境に置かれるおそれがあり、必要と認める場合</u>については、引取りを求める事由、頻度及び頭数に応じて、飼養の継続及び生殖を不能にする不妊又は去勢その他の措置に関する必要な助言を行った上で引取りを行うこと。</p>	
<p>第1 犬及び猫の引取り</p>	<p><u>※環境省の素案 6ページ</u></p> <p>3 都道府県知事等は、所有者の判明しない犬又は猫の引取りをその拾得者その他の者から求められたときは、周辺的生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがあると認められる場合又は動物の健康や安全を保持するために必要と認める場合は、引取りを行うこと。ただし、当該事項が生ずるおそれがないと認められる場合など引取りを求める相当の事由がないと認められる場合にあつては、この限りではない。</p>	<p>赤字の通り追加すべきである。</p> <p>3 都道府県知事等は、所有者の判明しない犬又は猫の引取りをその拾得者その他の者から求められたときは、周辺的生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがあると認められる場合又は動物の健康や安全を保持するために必要と認める場合は、引取りを行うこと。ただし、当該事項が生ずるおそれがないと認められる場合など引取りを求める相当の事由がないと認められる場合にあつては、この限りではない。</p> <p><u>引取りに当たっては、駆除目的で捕獲された猫の引取りは原則認められないこと、また、持ち込まれた犬又は猫に所有者・占有者がいる可能性もあることに十分に留意して対応すること。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 全国で、猫を疎ましく思っている市民が無差別に猫を捕獲檻などで捕獲し、処分目的で自治体に持ち込むといったことが未だ発生している。これは「捕獲檻で捕獲された猫への対応について（環境省事務連絡平成27年6月17日付）」にも記されている通り、動物愛護法に反するだけでなく、猫については、所有者の有無の判断は非常に困難であることから、窃盗、占有離脱物横領の可能性すらある悪質な行為である。この不正な持込み・引取りをなくさなければ、いつまでも殺処分をなくすことができない。 ● すでに引取り拒否をしている自治体は、すべての所有者の判明しない犬猫の引取りを拒否しているわけではなく、窃盗等の刑法違反や所有権の問題に抵触すると考えて対応をしているのであって、法律をきちんと遵守していると言える。 ● 自治体に対する環境省の調査結果でも、JAVAのアンケート調査結果でも、自治体が愛護に反する目的や駆除目的の引取り、窃盗等に抵触する引取りを拒否すべきと考えていることがわかる。 ● 環境省の素案では、愛護に反する引取り、所有権の侵害等、違法性のある引取りをなくすという、所有者不

			<p>明の犬猫の引取りの条項改正の趣旨が示されていない。これは、「庭に糞をされた」「ゴミをあらす」等々、猫による被害があるからと引き取ることも容認するものであり、これでは殺処分数が増えるだけで本末転倒である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 前回改正の決議「八 (略) なお、駆除目的に捕獲された飼い主のいない猫の引取りは動物愛護の観点から原則として認められないが、やむを得ず引き取る際には、猫の所有者又は占有者を確認しつつ関係者の意向も踏まえた上で、引取り後に譲渡の機会が得られるよう最大限努めるよう、各地方自治体を指導すること。」と、今回改正の決議「九 所有者不明の犬猫の引取り拒否の要件の設定に当たっては、狂犬病予防法との整合性、当該犬猫に飼い主がいる可能性及び地域猫活動等も考慮し、地域の実情に配慮した要件を設定すること。」の意図をきちんと反映させるべきである。
<p>第3 保管、返還及び譲渡</p>	<p>1 都道府県知事等は、犬若しくは猫を引き取り、又は負傷動物を収容したときは、その健康及び安全の保持等を図る観点から、構造等が適正な施設及び方法によって保管すること。</p>	<p>赤字の通り改正すべきである。</p> <p>1 都道府県知事等は、犬若しくは猫を引き取り、又は負傷動物を収容したときは、その健康及び安全の保持等を図る観点<u>やアニマルウェルフェアの観点</u>から、構造等が適正な施設<u>において、適切な温度・湿度・明るさに保つ、寝具（毛布、ベッド等）や遊具を与える、身を隠せる場所を与える、適切な運動をさせる、相性の良い個体を同スペースに収容し闘争を防ぐ等、適正な方法</u>によって保管す</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治体の収容施設によっては、子犬・子猫を真冬に暖房のない所に置いておくなど、劣悪・虐待と言わざるを得ない状況のところもある。これでは国民に適正飼養を指導することはできない。 ● 収容動物にとって快適な環境にすることは収容動物の健康、そして譲渡数の増加につながることを考えても重要である。 ● 今回改正の決議「十 地方自治体における動物収容施設については、収容動物に対する適切な飼養管理を図る観点から、その実態把握を踏まえ、適正な施設や管理の水準等に係る指針の策定を、第一種動物取扱業の基準に準じる形で検討すること。」から考えて

		ること。 <u>収容が2週間を超える等長期にわたる場合は、屋外での毎日の十分な運動量の確保や行動の自由の確保、複数のエンリッチメントを与える等の措置を講ずること。</u>	も、全国の自治体の収容環境のレベルを上げる内容を盛り込むべきである。 ● 殺処分を避けるために月や年単位での長期にわたり収容されるケースが有り、動物の心身ともに健康を害し、またそのために譲渡に適さなくなる可能性もあるため、収容が長期にわたる際は、散歩時間の確保や、つなぎ飼いを防ぐなど、より福祉向上に務めるべきである。
第3 保管、返還及び譲渡	3 所有者がいないと推測される保管動物、所有者から引取りを求められた保管動物及び所有者の発見ができない保管動物について、家庭動物又は展示動物としての適性を評価し、適性があると認められるものについては、その飼養を希望する者を募集する等により、できるだけ生存の機会を与えるように努めること。	赤字の通り追加すべきである。 3 所有者がいないと推測される保管動物、所有者から引取りを求められた保管動物及び所有者の発見ができない保管動物について、家庭動物又は展示動物としての適性を評価し、適性があると認められるものについては、その飼養を希望する者を募集する等により、できるだけ生存の機会を与えるように努めること。 <u>なお、その場合に保管動物の年齢や疾病・障害、攻撃性等を理由に、一律、適性がないと判断することなく、飼養経験や知識が豊富な飼養を希望する者へ譲渡することや、治療、適切なトレーニング等を試み、適性があると認められるものとなるよう努めることによって、できるだけ生存の機会を与えるようにすること。</u>	● 「高齢である」「幼齢（離乳前）である」「怪我や病気がある」「咬み癖など攻撃性がある」「人に馴れていない」を理由に譲渡対象から除外する自治体が結構存在する。また中には、生活に何ら支障がない「眼球的白濁、混濁」だけで譲渡対象から除外しているところもある（2017年 JAVA 調べ）。 ● 一方で、「高齢であってもそれを承知で引き受けてくれる人には譲渡する」「ミルクボランティア制度を導入し、乳飲み子を離乳まで成長させられたら譲渡する」「地域の動物病院で治療を受けさせ、病気や怪我から回復したら譲渡している」「飼育経験が豊富で、人慣れしていなくても適正に飼養できる人には譲渡する」「咬み癖があるなど攻撃性のある個体もトレーニングして譲渡対象にできたらしている」といった自治体もある（2017年 JAVA 調べ）。 ● 譲渡の推進を謳った法第35条第4項に則り、また、動物愛護管理基本指針（骨子案）には「譲渡の推進」が追記されたこともあり、このような努力をしている自治体を評価し、その取り組みを推進するためにも、この改正をお願いしたい。
第3 保管、		赤字の通り改正すべきである。	● せっかく譲渡により生きる機会を与えることができ

<p>返還及び譲渡</p>	<p>5 保管動物の譲渡しに当たっては、飼養を希望する者に対して事前に飼養方法等に関する講習等を行うとともに、<u>マイクロチップの装着及び不妊又は去勢の措置が確実に行われるようにするための措置を講じるように努めること。</u>また、飼養を希望する者が第二種動物取扱業に該当する場合にあっては、適切に届出がなされているか等について確認を行うこと。</p>	<p>5 保管動物の譲渡しに当たっては、飼養を希望する者に対して事前に飼養方法等に関する講習等を<u>行い、その受講を義務付ける等により、適正に終生飼養できる者であることを厳しく審査した上で譲渡しを行うこと。</u>また、<u>マイクロチップの装着が行われるようにするための措置を講じるように努めること。</u><u>手術による不妊又は去勢の措置については確実に行われるようにするための措置を講じること。</u>また、飼養を希望する者が第二種動物取扱業に該当する場合にあっては、適切に届出がなされているか等について確認を行うこと。</p>	<p>ても、飼養を希望する者の元で虐待や劣悪飼育をされることになっては、それまでの自治体の努力が水の泡となってしまふ。飼養方法等の講習の受講だけでなく、飼養を希望する者の年齢、家族構成、家族の飼養に対する同意や理解の有無、住宅状況、経済状況等を細かく審査し、できれば譲渡する動物を飼養を希望する者の住居にまで自治体職員が連れて行き、飼養環境の確認を行い、譲渡した動物が二度と不幸な目に遭わないよう、可能な限りの手段を講じていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 今改正で、第37条（犬及び猫の繁殖制限）の規定が、努力義務から義務規定に強化された。これに伴い、この措置の規定も義務規定に強化すべきと考える。 ● 不妊又は去勢の措置を啓発する立場の都道府県知事等が譲渡した犬猫が、繁殖制限措置が講じられず、繁殖に用いられるようなことがあってはならない。
<p>第4 処分</p>	<p>保管動物の処分は、所有者への返還、飼養を希望する者への譲渡し及び殺処分とする。</p>	<p>赤字の通り追加すべきである。</p> <p>保管動物の処分は、所有者への返還、飼養を希望する者への譲渡し及び殺処分とする。</p> <p><u>なお、やむを得ず殺処分する場合には、動物の殺処分方法に関する指針に従うことはもちろん、OIE（国際獣疫事務局）等の国際基準を踏まえて、できる限り速やかにかつ苦痛を与えない方法によってその動物を意識喪失にした上でしなければならない。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 今改正により、第40条第3項に、環境大臣が必要な事項を定めるに当たっては、動物を殺す場合の方法について「国際的動向に十分配慮するよう努めなければならない」が追加された。 ● 「動物の処分方法に関する指針の解説」（平成8年2月1日発行 内閣総理大臣官房管理室監修）の「第3 処分動物の処分方法」の一般原則においても、「この指針でいう処分において最も重要な点は、できるだけ速やかに動物を意識の喪失状態にし、その後、致死のための処置を施すことである」と記されている。 ● 麻酔薬を用いる方法を採用している自治体は43自治体あることから（2017年 JAVA 調べ）、獣医学的

			<p>に最も苦痛がない方法を全自治体が採用するようにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 日本も加盟しているOIE（国際獣疫事務局）をはじめ、遵守すべき国際基準を示すことで、その転換が推進されると考える。
<p>第5 死体の処理</p>	<p>動物の死体は、専用の処理施設を設けている場合には当該施設において、専用の処理施設が設けられていない場合には廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の定めるところにより、処理すること。ただし、化製その他の経済的利用にしようとする者へ払い下げる場合は、この限りでない。</p>	<p>赤字の通り削除すべきである。</p> <p>動物の死体は、専用の処理施設を設けている場合には当該施設において、専用の処理施設が設けられていない場合には廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の定めるところにより、処理すること。ただし、化製その他の経済的利用にしようとする者へ払い下げる場合は、この限りでない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 犬猫の生体の動物実験用払い下げは、平成17年度をもって全国で廃止となり、前回の改正の際、「犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について」の「第4処分」から、「動物を教育、試験研究若しくは生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する者への譲渡」の一文が削除された。 ● 死体の払い下げについては、平成25年5月17日の中央環境審議会動物愛護部会において、青木委員から、「現実にまだ経済的利用の払い下げがあるから削除しないと、そういう理解でよろしいのでしょうか。」との質問があり、田邊動物愛護室長より「この部分については、調査を行って、情報の収集はしてはみたのですが、最終的な確認ができなかったという状況でございます。ここについても、状況がわかれば、今後検討の対象になるということでもあります。」との答弁がなされた。 ● JAVAの調査によると、全都道府県、政令指定都市、中核市において死体の払い下げは行われていない。 ● もし伝統技術の保存のために死体の払い下げが必要というならば、その払い下げ動物を提供している、動物の飼養を途中放棄する無責任な飼い主もまた必要ということになる。つまり、動物の遺棄や飼養の途中放棄という不法とも言える行為が存在しなければ、伝統は守れないということになる。行政や動物保護

		<p>団体が、引取りや殺処分を減少させようと懸命に取り組んでいるなか、無責任な飼い主の存在を維持させるような払い下げは断じて許されない。</p> <ul style="list-style-type: none">● 三味線には犬猫の皮が使用されてきたが、国民の動物愛護意識が向上していることを鑑みても、この時代に飼い主に見捨てられ、殺された猫を三味線に転用するといった行いは国民の理解を得られない。● 「死体だから」と有効利用しようという考えは、人道に反している。また、放棄した飼い主の罪悪感を薄めることにもなる。これでは、繰り返し持ち込むような常習者をなくすことができないばかりか、殺処分の減少や国民の動物愛護意識の向上を妨げる。● 生体・死体を問わず、そもそも、犬猫等の収容動物の払い下げには何ら義務はなく、払い下げ先との癒着など単なる悪習によるものであり、動物愛護行政の推進を阻害する行為に他ならない。また、行政の業務は本来、公正なものでなければならぬが、払い下げに関する業務費用はすべて市民の税金で賄われ、一部の業者や機関への不当な税金運用であることから、払い下げを決して容認することはできない。● 長年実施していた生体の払い下げに関連して、全国自治体と民間の業者との間で様々な問題が発生していた。それは悪質なものでは金銭授受といった不正であるが、動物行政の使命は払い下げる動物をなくすことである。払い下げ先の業者と密接な関係を続けるために払い下げ動物を確保することではない。● 動物の死体の取扱いについては、国会でも議論され、前回改正時の衆参両議院の環境委員会決議において、「五 動物の死体については、我が国の伝統的な
--	--	---

			<p>動物観や近年における動物愛護の精神の浸透を踏まえて取り扱うよう努めること。(以下省略)」と盛り込まれた。</p> <ul style="list-style-type: none">● 昨今、動物霊園にペットのお墓をつくる人、遺灰を自宅で大切に持ち続けている人が増え、さらには飼い主とペットと一緒に入れるお墓ができていることを考えても、動物の死体を丁重かつ畏敬の念をもって扱うべきであるのは言うまでもない。● すでに生体の払い下げと同様に「死体の払い下げ」も実績がなく、もはや「死体の払い下げ」を容認する規定を残す根拠や意義はないと考える。● 以上のことから、「ただし、化製その他の経済的利用に供しようとする者へ払い下げる場合は、この限りでない」を削除することを強く求める。
--	--	--	--